豊根村観光交流バスツアー事業補助金に関するQ&A

Q1．　申請者（補助対象者）は？

A1.　 旅行業法（昭和27年法律第239号）に基づく、旅行業の登録を受けた旅行業者です。ただし、日本国内の事業者に限ります。

Q2.　申請方法は？

A2.　申請書（豊根村ホームページ掲載あり）に関係書類を添えて、ツアー実施の4月から1月前までに、豊根村役場商工観光課宛に提出してください。なお、郵送による申請も可能です。

Q3.　申請期間は？

A3.　申請期間は2月末日までとし、3月31日までに催行し、終了するツアーであること。

　　　尚、予算の範囲内で行うため、予算がなくなり次第受付終了となりますので、ご了承ください。受付を終了した場合にはHPにその旨、掲載致します。

Q4.　申請後は？

A4.　申請内容を確認した後、2週間以内に書面にて通知します。

Q5.　補助金の額は？

A5.　バス１台につき３万円です。

Q6.　1事業者での補助金上限額は？

A6.　年間の申請額の上限は、1事業者につき1５万円です。

Q7.　対象となるツアーは？

A7.　以下の条件を全て満たす団体旅行です。

1. バス1台当たり参加人数は15名以上であること。
2. ツアーの往復とも貸切バスを利用すること。
3. ツアーの参加者が特定の政治、宗教活動を目的とした団体でないこと。
4. 本村内の観光施設等を2か所以上利用し、うち1か所は有料観光施設又は

飲食店を利用するツアーであること。

1. ツアー参加者に対するアンケートを実施すること。
2. 国又は地方自治体が実施する視察、会議、研修又は学校行事ではないこと。
3. 他の自治体等から補助金又は助成金等を交付されていないこと。
4. 旅行業者及びツアー参加者が暴力団及び暴力団員でないこと。

Q8.　参加人数15名以上のなかに、添乗員や乗務員等は含めてよいのか？

A8.　含めないで下さい。

Q9.　当日キャンセル等で15名を下回った場合はどうなるのか？

A9.　補助対象外となりますので、ご留意ください。

その場合は、交付決定の取り消しとなりますので、書面にて通知します。

Q10.　補助対象にならないツアーの具体例は？

A10.　学校行事の修学旅行や宿泊合宿、国や地方公共団体及び議会等の研修視察

　　　宗教団体の布教や会合、政治団体の政治活動のための来訪で、観光を目的とした

ツアーでないものです。

Q11.　ツアー中に、豊根村以外の別の市町村にも立ち寄りや宿泊をしてもよいか？

A11.　構いません。ただし、Q7の対象となるツアーの条件を満たさないと補助対象とはなりません。

Q12.　申請以降に行程等に変更があった場合は？

A12.　交付申請の記載内容等（添付書類含む）の変更やツアーが中止になる場合には、

　　　変更（中止）申請をして下さい。

Q13.　補助金の受け取り方法は？

A13.　実績報告書の提出・確認終了後に、額の確定通知書を申請者の方へ発行致します。

　　　その後、請求書を送付して頂き、請求書に記載のある指定口座へ振り込みます。

　　　振込みまでは、概ね1月程度を要しますのでご了承下さい。

Q14.　アンケートの実施方法は？

A14.　指定のアンケート用紙（豊根村ホームページに記載あり）を使用して、ツアー参加者全員に実施して下さい。

※回収したアンケートについては、実績報告時に添付書類として提出してください。